様式第二号中「第1条の2の7」を「第1条の2の2の6、第1条の2の7」に改め、同様式備考中「厚生労働大臣に」の次に「、登録衛生工学衛生管理者講習機関」を加える。

様式第三号中「第1条の2の7」を「第1条の2の2の6、第1条の2の7」に改め、同様式備考1中「厚生労働大臣に」の次に、「登録衛生工学衛生管理者講習機関」を加える。

様式第四号中「第1条の2の8」を「第1条の2の2の7、第1条の2の8」に改め、同様式備考1中「表題には」の次に「「衛生工学衛生管理者講習」」を加え、同様式備考2中「厚生労働大臣に」の次に「、登録衛生工学衛生管理者講習機関」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる指定を受けている者は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同表の下欄に掲げる登録を受けている者とみなす。この場合において、第二条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の二の四第一項から第三項まで及び第一条の二の二の六の規定は適用しない。

衛生管理者規程の一部を改正する件（平成二十三年厚生労働省告示第三百八十七号）による改正前の衛生管理者規程（昭和四十七年労働省告示第九十四号）第三条第三号の指定	第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号の登録

2　この省令の施行前に第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号の厚生労働大臣の定める講習を修了した者は、新安衛則別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号の衛生工学衛生管理者講習を修了した者とみなす。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第三条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一表一労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の項中「第一条の二の九第一項の規定による財務諸表等の備置き」を、「第一条の二の二の八第一項の規定による財務諸表等の備置き　第一条の二の二の十二第一項の規定による帳簿の保存　第一条の二の二の十二第二項の規定による帳簿の保存　第一条の二の九第一項の規定による財務諸表等の備置き」に、「第二十四条第二項の規定による帳簿の保存　第二十五条の三の十二の規定による技能講習帳簿の保存」を「第二十四条第二項の規定による帳簿の保存　第二十五条の三の十二の規定による技能講習帳簿の保存」に改める。

別表第二労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の項中「第一条の二の二の十二第一項の規定による帳簿の記載」を「第一条の二の二の十二第一項の規定による帳簿の記載　第一条の二の二の十二第二項の規定による帳簿の記載　第一条の二の十三第一項の規定による帳簿の記載」に、「第二十四条第二項の規定による帳簿の記載　第二十五条の三の十二の規定による技能講習帳簿の記載」を「第二十四条第二項の規定による帳簿の記載　第二十五条の三の十二の規定による技能講習帳簿の記載」に改める。

別表第三労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の項中「第一条の二の二の八第二項第一号の閲覧又は謄写」を「第一条の二の二の八第二項第一号の閲覧又は謄写　第一条の二の九第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写」に、「第一条又は抄本の交付　第一条の二の九第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本の交付」を「第一条又は抄本の交付　第一条の二の二の八第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付　第一条の二の九第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本の交付」に改める。